

かごしま子ども未来プラン(後期計画)数値目標の実績評価

区分		5年間(H22～H26)の最終評価		
		項目数	割合	A+Bの割合
評価	A	22	38.6%	59.6%
	B	12	21.1%	
	C	23	40.4%	
	合計	57	100%	

【評価基準】

- A: 最終目標(H26)を達成
- B: 最終目標(H26)の85%以上を達成
- C: 未達成(A, B以外)

<各評価における項目例>

A評価(22項目)

…地域子育て支援拠点の設置か所数, 放課後児童クラブ設置数 など

B評価(12項目)

…「育児の日」における企業の取組状況, かごしま子育て支援パスポート事業協賛店舗数 など

C評価(23項目)

…病児・病後児保育の実施か所数, 世話やきキューピッドの委嘱数 など

「かごしま子ども未来プラン」（後期計画）の数値目標実績について

番号	数値目標項目	所管課	後期計画 策定時 (平成21年度) の状況	平成26年度 目標	平成26年度実績			目標達成に向けての 今後の取組方針等	関係施策
					数値	数値についての説明	最終評価		
1	乳児家庭全戸訪問事業に取り組んでいる市町村数	子ども福祉課 青少年男女 共同参画課	22/45 市町村	全市町村 (43)	40市町村	母子保健法に基づく保健師 等による全戸訪問実施10 市町村を含む。	B	市町村説明会等で事業の必要性を説明するなど、全ての市町村において事業が実施されるよう努める。	1-(1)-① 3-(1)-①
2	養育支援訪問事業に取り組んでいる市町村数	子ども福祉課 青少年男女 共同参画課	9/45 市町村	全市町村 (43)	17市町村	・乳児家庭全戸訪問事業と 併せて実施している 市町村 17市町村	C	市町村説明会等で事業の必要性を説明するなど、全ての市町村において事業が実施されるよう努める。	1-(1)-① 3-(1)-①
3	家庭教育相談員の養成数	社会教育課	436人	500人	564人		A	-	1-(2)-①
4	母子家庭自立支援給付金の支給対象者数	子ども福祉課	426人	984人	1,280人	・H26年度実績	A	旧プランにおいても目標を達成したが、ひとり親世帯への自立支援給付は、今後も推進の必要性があるため、新プランにおいても引き続き目標設定することとする。	1-(3)-①
5	障害のある児童生徒に対する「個別の指導計画」の作成（小・中・高校）	義務教育課	62.6%	100%	97.2%	・小学校 99.3% ・中学校 98.9% ・高等学校 64.9%	B	小・中学校がほぼ目標を達成しているのに対し、高等学校における障害のある生徒に対する「個別の指導計画」の作成率が64.9%と低い状況であることから、高校教育課と連携し、高等学校における特別支援教育に関する研修を充実することで、一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援をするためには、「個別の指導計画」の作成が必要不可欠であることを意識付け、作成率の向上を図る。	1-(4)-①
6	障害のある児童生徒に対する「個別の教育支援計画」の作成（小・中・高校）	義務教育課	43.2%	100%	96.0%	・小学校 97.4% ・中学校 98.3% ・高等学校 63.6%	B	小・中学校がほぼ目標を達成しているのに対し、高等学校における障害のある生徒に対する「個別の教育支援計画」の作成率が63.6%と低い状況であることから、高校教育課と連携し、高等学校における特別支援教育に関する研修を充実することで、関係機関と連携し、小・中・高と一貫した指導・支援をするためには、「個別の教育支援計画」の作成が必要不可欠であることを意識付け、作成率の向上を図る。	1-(4)-①
7	母親クラブの設置数	青少年男女 共同参画課	29クラブ	34クラブ	28クラブ	・県分 6クラブ ・中核市分 22クラブ	C	母親クラブについては、平成24年度までで国・県の補助制度が終了したため、代わりに新プランにおいては、同様の子育てサークル等の機能を持つ地域子育て支援拠点の設置箇所数を数値目標とする。	2-(1)-②
8	「育児の日」における企業の取組状況	青少年男女 共同参画課	-	140社	123社	・ノー残業デー等の取組企業 40社 ・かごしま子育て支援バス ポートによるサービス提供企 業 83社	B	県ホームページにおいて、「育児の日」取組企業の募集・登録企業の紹介を行っているところであり、引き続き、企業やかごしま子育て支援バスポート協賛店に働きかけを行う。	2-(1)-① 5-(3)-①
9	かごしま子育て支援バスポート事業協賛店舗数	青少年男女 共同参画課	1,500 店舗	2,000 店舗	1,849 店舗	・実施市町村数 35市町村	B	未実施市町村に対する訪問等による実施の働きかけを行う。 複数市町村に店舗のある協賛店の募集を推進する。	1-(1)-② 2-(1)-① 5-(3)-①
10	妊産婦死亡率（出産10万対）	子ども福祉課	6.4	減少させる	3.9	・人口動態統計 (H20～H25)	A	-	4-(1)-① 4-(2)-①
11	早期新生児死亡率（出生千対）	子ども福祉課	0.8	減少させる	0.8	・人口動態統計 (H20～H25)	C	早期新生児死亡率は乳児死亡に含まれるので、乳児死亡で総括して評価することとし、新プランにおいて数値目標としては設定しない。 国の「健やか親子21」計画においても、第1次計画(H13～H26)では早期新生児死亡率は目標設定がなされていたが、第2次計画(H27～H36)においては、数値目標として掲げられていない。	4-(1)-① 4-(2)-①
12	周産期死亡率（出産千対）	子ども福祉課	3.4	減少させる	3.3	・人口動態統計(H25)	A	-	4-(1)-① 4-(2)-①

評価基準 A：最終目標（H26）を達成 B：最終目標（H26）の85%以上達成 C：未達成（A、B以外）

番号	数値目標項目		所管課	後期計画 策定時 (平成21年度) の状況	平成26年度 目標	平成26年度実績			目標達成に向けての 今後の取組方針等	関係施策
						数値	数値についての説明	最終評価		
13	乳児死亡率（出生千対）		子ども福祉課	2.5	減少させる	2.5	・人口動態統計（H25）	C	総合（地域）周産期母子医療センターとその他の周産期医療機関との連携強化及び緊急搬送体制を整備を図るとともに、SIDSや不慮の事故による乳児死亡を防止するために、乳児健康診査や育児支援教室等の機会等を通じ、事故防止等についての知識の普及を行う。	4-（1）-① 4-（2）-①
14	新生児死亡率（出生千対）		子ども福祉課	0.8	減少させる	1.0	・人口動態統計（H25）	C	総合（地域）周産期母子医療センターとその他の周産期医療機関との連携強化及び緊急搬送体制を整備、母親学級等における妊婦に対する保健指導、訪問指導の充実を図る。 しかし、新生児死亡は乳児死亡に含まれるので、乳児死亡で総括して評価することとし、新プランで数値目標として設定しない。 国の健やか親子21第2次計画においても数値目標として掲げられていない。	4-（1）-① 4-（2）-①
15	全出生数中の低出生体重児の割合	低出生体重児 （出生体重 2,500g未満）	子ども福祉課	10.4%	減少させる	10.4	・人口動態統計（H25）	C	今後も、低出生体重児の予防についての知識の普及を強化するとともに、妊婦が定期的に妊婦健診を受診し、健康管理に取り組み、妊婦健診の重要性についての啓発及び市町村の取組を支援する。 新プランでは、2500g未満の体出生体重児として総括評価する。	4-（2）-①
		極低出生体重児 （出生体重 1,500g未満）	子ども福祉課	1.0%	減少させる	0.8	・人口動態統計（H25）	A		4-（2）-①
16	乳児のSIDS(乳幼児突然死症候群)死亡率 （出生10万対）		子ども福祉課	17.2	減少させる	10.7	・人口動態統計 （H20～H25）	A	-	4-（2）-①
17	1～4歳児の死亡率（当該年齢人口10万対）		子ども福祉課	27.9	減少させる	26.7	・人口動態統計 （H20～H25）	A	-	3-（2）-② 4-（2）-① 4-（5）-①
18	不慮の事故死亡率 （当該年齢人口10万対、0歳 については出生10万対）	0歳	子ども福祉課	15.9	半減させる （8.0）	18.7	・人口動態統計 （H20～H25）	C	死亡に至らない事故も多いと見られることから引き続き事故防止については啓発を強化していく。 しかし、国の「健やか親子21」計画においては、第1次計画（H13～H26）では不慮の事故死亡率は目標設定がなされていたが、第2次計画（H27～H36）においては、数値目標として掲げられていないため、今回は数値目標として設定しない。	4-（2）-①
		1～4歳		6.5	半減させる （3.3）	3.0	・人口動態統計 （H20～H25）	A		
		5～9歳		5.9	半減させる （3.0）	3.4	・人口動態統計 （H20～H25）	C		
		10～14歳		4.2	半減させる （2.1）	1.7	・人口動態統計 （H20～H25）	A		
		15～19歳		11.5	半減させる （5.6）	8.7	・人口動態統計 （H20～H25）	C		

評価基準 A：最終目標（H26）を達成 B：最終目標（H26）の85%以上達成 C：未達成（A、B以外）

番号	数値目標項目		所管課	後期計画 策定時 (平成21年度) の状況	平成26年度 目標	平成26年度実績			目標達成に向けての 今後の取組方針等	関係施策	
						数値	数値についての説明	最終評価			
19	妊娠11週以内での妊娠の届出率		子ども福祉課	77.5%	100%	88.8%	・H25年度実績 (鹿児島母子保健 H27年3月)	B	平成21年度から、すべての市町村が妊婦健康診査(14回)の公費負担を実施していることから、妊婦健康診査の公費負担について、広報等を活用した情報提供を市町村に依頼すると共に、関係医療機関にも働きかけ、妊娠11週以内の届出がなされるよう啓発する。	4-(1)-① 4-(2)-①	
20	分娩後の妊娠の届出数 (妊娠届出をせず出産した者の数)		子ども福祉課	32人	0人	14人	・H25年度実績 (鹿児島母子保健 H27年3月)	C	平成21年度から、すべての市町村が妊婦健康診査(14回)の公費負担を実施していることから、妊婦健康診査の公費負担について、広報等を活用した情報提供を市町村に依頼すると共に、関係医療機関にも働きかけ、妊娠11週以内の届出がなされるよう啓発する。	4-(1)-① 4-(2)-①	
21	ジフテリア、百日咳、破傷風(DPT)の予防接種率		健康増進課	72.6%	95%以上	91.9%	・地域保健・老人保健事業 報告(H26年度実績)	B	予防接種率の低い市町村の取組状況等を把握し、必要な助言等を行うとともに、あらゆる機会を通じて市町村の接種率向上に向けた取組を促進する。 新プランにおいては、実態に合わせて22と統合し、「四種混合の摂取率」の目標設定とする。	4-(2)-①	
22	急性灰白髄炎(ポリオ)の予防接種率		健康増進課	62.0%	95%以上	91.9%	・地域保健・老人保健事業 報告(H26年度実績)	B	予防接種率の低い市町村の取組状況等を把握し、必要な助言等を行うとともに、あらゆる機会を通じて市町村の接種率向上に向けた取組を促進する。 新プランにおいては、実態に合わせて21と統合し、「四種混合の摂取率」の目標設定とする。	4-(2)-①	
23	麻疹・風疹(MR)の予防接種率		健康増進課	84.7%	95%以上	92.4%	・地域保健・老人保健事業 報告(H26年度実績)	B	予防接種率の低い市町村の取組状況等を把握し、必要な助言等を行うとともに、あらゆる機会を通じて市町村の接種率向上に向けた取組を促進する。	4-(2)-①	
24	結核(BCG)の予防接種率		健康増進課	97.7%	95%以上	97.0%	・算出方法 (BCG接種者/出生 数) ×100	A	-	4-(2)-①	
25	う歯のない3歳児の割合		健康増進課	70.1%	75.8%	75.5%	・H25年度実績 (鹿児島母子保健 H27年3月)	B	指標は改善傾向にあるものの、全国との比較においては、下位に甘んじていることから、乳児期からの歯科保健指導の充実やフッ化物洗口等を含む歯科保健対策を今後とも推進していく。	4-(2)-①	
26	12歳児でのむし歯のない者の割合		保健体育課	-	48.7%	51.5%	・H26年度定期健康診断	A	「県歯科口腔保健計画」において学齢期の目標として「12歳児でむし歯のない者の割合」を、平成34年度までに65%とすることを掲げており、今後も引き続き関係機関と連携した対策を推進する。	4-(2)-①	
27	10代の性感染症の報告数 (1定点医療機関あたり)		健康増進課	性器クラミジア 感染症	1.69	減少させる	2.31	・H26年実績	C	各保健所において実施している中学校、高校を対象としたエイズ予防普及啓発講演会や性教育の際に、性感染症の予防等に関する普及啓発を行う。 性感染症の患者数は、感染症発生動向調査事業により、県が指定した16の医療機関から毎月報告されている。感染症は年ごとに流行、減少を繰り返すことから、個々の性感染症について明確な目標値を設定することは難しい。そのため、平成27年度からの目標については、性感染症全体の定点当たり報告数を、H22~26年の5か年における4疾患の平均報告数4.56以下とする。	4-(3)-①
				淋菌感染症	0.81	減少させる	1.19	・H26年実績	C		4-(3)-①
				尖圭コンジローマ	0.19	減少させる	0.13	・H26年実績	A		4-(3)-①
				性器ヘルペスウイルス感染症	0.56	減少させる	0.19	・H26年実績	A		4-(3)-①
28	10代の人工妊娠中絶実施率 (15~19歳人口千対)		子ども福祉課	8.4	減少させる	7.9	・厚生労働省衛生行政 報告例(H25年度)	A	学校における子どもの発達段階に応じた総合的系統的指導、専門家の活用による性教育等の取組を推進する。 保健所において、学校等からの依頼による思春期の子どもたちやその保護者等に対する健康教育、また関係者連絡会、研修会等の実施を継続する。	4-(3)-① 4-(3)-②	
29	10代の自殺率 (当該年齢人口10万対)		子ども福祉課	10~14歳	0.9	減少させる	1.0	・人口動態統計 (H21~H25)	C	10~14歳の自殺率を実数で見ると、この5年間は毎年1人となっており、自殺率は国より低い状況ではあるが、保健所、学校など関連機関と連携し、子どもたちへの「いのち」を大切にすることを教育の充実や子どもたちの相談に適切に対応できる体制づくりに取り組む。 新プランでは、年齢区分はせず、10代の自殺率として総括評価する。	4-(3)-②
	15~19歳	5.5		減少させる	4.0	・人口動態統計 (H21~H25)	A				

評価基準 A:最終目標(H26)を達成 B:最終目標(H26)の85%以上達成 C:未達成(A, B以外)

番号	数値目標項目	所管課	後期計画 策定時 (平成21年度) の状況	平成26年度 目標	平成26年度実績			目標達成に向けての 今後の取組方針等	関係施策
					数値	数値についての説明	最終評価		
30	薬物乱用防止教室の実施率 (小・中・高校)	保健体育課	67.3%	85.0%	88.3%	・小学校 81.7% ・中学校 100% ・高等学校 100%	A	国の第四次薬物乱用五か年戦略を踏まえ、中学校及び高等学校は年間計画に位置付け、年1回は薬物乱用防止教室を開催することを指導しているところであり、今後も継続的に指導していく。 また、小学校における薬物乱用防止教室についても、学校の実情に応じて、できる限り年1回開催するよう指導していく。	4-(3)-①
31	保育所入所待機児童数	青少年男女 共同参画課	443人	0人	232人	・対前年度 +19人 (県分 +29人) (中核市 ▲10人)	C	待機児童数については、各市町村が子ども・子育て支援事業計画において、平成29年度末までの解消を目標としており、その達成に向けて、市町村や事業者へ助言等を行う。	5-(1)-①
32	保育所における自己評価・第三者評価の実施率	青少年男女 共同参画課	36.8%	100%	87.0%	・県分 332/377か所 ・中核市分 97/116か所	B	子ども・子育て支援新制度においては、保育所のみでなく、幼稚園、幼保連携型認定こども園等においても、自己評価、第三者評価の実施の達成に向けて、市町村や事業者へ助言等を行う。	5-(1)-①
33	延長保育の実施か所数	青少年男女 共同参画課	300か所	356か所	357か所	・県分 252か所 ・中核市分 105か所	A	市町村子ども・子育て支援事業計画における量の見込みに対する提供体制が確保されるよう、市町村や事業者へ助言等を行う。 なお、少子化社会対策大綱において目標設定を人数で行っていることから、新プランにおいてもそれに合わせて人数で目標を設定する。	5-(2)-①
34	一時預かりの実施か所数	青少年男女 共同参画課	103か所	152か所	119か所	・県分 83か所 ・中核市分 36か所	C	市町村子ども・子育て支援事業計画における量の見込みに対する提供体制が確保されるよう、市町村や事業者へ助言等を行う。 なお、少子化社会対策大綱において目標設定を人数で行っていることから、新プランにおいてもそれに合わせて人数で目標を設定する。	5-(2)-①
35	地域子育て支援拠点の設置か所数	青少年男女 共同参画課	67か所	79か所	82か所	・県分 67か所 ・中核市分 15か所	A	子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、地域子育て支援拠点設置の必要性も高まっていることから新プランにおいても目標設定を行う。 なお、市町村子ども・子育て支援事業計画における量の見込みに対する提供体制が確保されるよう、市町村や事業者へ助言等を行う。	1-(1)-① 2-(1)-② 5-(2)-①
36	病児・病後児保育の実施か所数	青少年男女 共同参画課	14か所	38か所	27か所	・県分 20か所 ・中核市分 7か所	C	市町村子ども・子育て支援事業計画における量の見込みに対する提供体制が確保されるよう、市町村や事業者へ助言等を行う。 なお、少子化社会対策大綱において目標設定を人数で行っていることから、新プランにおいてもそれに合わせて人数で目標を設定する。	5-(2)-①
37	休日保育の実施か所数	青少年男女 共同参画課	22か所	60か所	23か所	・県分 13か所 ・中核市分 10か所	C	子ども・子育て支援新制度においては、施設型給付費等の加算対象となったことから、市町村や事業者へ助言等を行う。	5-(2)-①
38	子育て短期支援事業(トワイライトステイ)の実施か所数	青少年男女 共同参画課	12か所	18か所	6か所	・県分 5か所 ・中核市分 1か所	C	市町村子ども・子育て支援事業計画における量の見込みに対する提供体制が確保されるよう、市町村や事業者へ助言等を行う。 なお、少子化社会対策大綱において目標設定を人数で行っていることから、新プランにおいてもそれに合わせて人数で目標を設定する。 また、ショートステイ・トワイライトステイについては、国の地域子ども・子育て支援事業において、どちらも「地域子ども・子育て支援事業」の1メニューであり、他の数値目標は、当該事業ごとに数値目標として掲げていることから、他項目とのバランスを考慮して新プランにおいては、「子育て短期支援事業に1本化」	5-(2)-①
39	子育て短期支援事業(ショートステイ)の実施か所数	青少年男女 共同参画課	30か所	38か所	31か所	・県分 23か所 ・中核市分 8か所	C	市町村子ども・子育て支援事業計画における量の見込みに対する提供体制が確保されるよう、市町村や事業者へ助言等を行う。 なお、少子化社会対策大綱において目標設定を人数で行っていることから、新プランにおいてもそれに合わせて人数で目標を設定する。 また、ショートステイ・トワイライトステイについては、国の地域子ども・子育て支援事業において、どちらも「地域子ども・子育て支援事業」の1メニューであり、他の数値目標は、当該事業ごとに数値目標として掲げていることから、他項目とのバランスを考慮して新プランにおいては、「子育て短期支援事業に1本化」	5-(2)-①
40	ファミリー・サポート・センター設置か所数	雇用労政課	9か所	15か所	12か所	鹿児島市、和泊町、始良市、薩摩川内市、鹿屋市、枕崎市、志布志市、霧島市、徳之島町、出水市、西之表市、いちき串木野市	C	未設置市町村を対象としたアンケート結果等に基づき、設置に関する情報提供や直接訪問を行い、設置の促進を図る。 なお、市町村子ども・子育て支援事業計画における量の見込みに対する提供体制が確保されるよう、市町村や事業者へ助言等を行う。	2-(1)-② 5-(2)-① 5-(3)-②
41	幼稚園における子育て支援事業の実施率	青少年男女 共同参画課	92.7%	100%	97.3%	・144園/148園	B	新制度においては、新制度移行前の幼稚園のみでなく、幼保連携型認定こども園等においても預かり保育の実施を促進するため、事業説明会等を通じて、市町村や事業者へ助言等を行う。	5-(2)-①

評価基準 A：最終目標(H26)を達成 B：最終目標(H26)の85%以上達成 C：未達成(A, B以外)

番号	数値目標項目	所管課	後期計画 策定時 (平成21年度) の状況	平成26年度 目標	平成26年度実績			目標達成に向けての 今後の取組方針等	関係施策	
					数値	数値についての説明	最終評価			
42	放課後児童クラブ設置数	青少年男女 共同参画課	253か所	323か所	346か所	・県分 253クラブ ・中核市分 93クラブ	A	市町村子ども・子育て支援事業計画における量の見込みに対する提供体制が確保されるよう、市町村や事業者へ助言等を行う。 なお、少子化社会対策大綱において待機児童数に係る目標設定を行っていることから、新プランにおいてもそれに合わせて目標を設定する。	1-(4)-① 2-(3)-① 5-(2)-②	
43	男性の育児休業取得率	雇用労政課	1.0%	増加させる	1.3%	・取得率 (取得者/対象者)	A	労働局や関係機関と連携して、育児・介護休業法や各種助成制度について周知・啓発に努める。	5-(3)-②	
44	かごしま子育て応援企業登録数	雇用労政課	52社	329社	263社	・平成27年3月現在	C	平成24年度から実施している案内文書の一斉発送や、発送後の電話でのフォロー説明、戸別訪問による事業説明を行いながら、登録企業数を増加させる。	5-(3)-① 5-(3)-②	
45	こどもエコクラブ設置市町村数	地球温暖化 対策課	35市町村	43市町村	36市町村	・クラブ数 39クラブ	C	HP等を通じて魅力あるエコクラブ活動の周知を図るとともに、未設置市町村を訪問するなどして設置市町村の増加を図る。	6-(1)-④	
46	道徳教育推進教員の配置	義務教育課	小学校	80.6%	100%	100%	・全校に配置済	A	-	6-(1)-②
			中学校	88.7%	100%	100%	・全校に配置済	A		6-(1)-②
47	世話焼きキュービッドの委嘱数	青少年男女 共同参画課	250人	300人	244人	・委嘱継続 244人 ・新規委嘱 0人	C	県地域女性団体連絡協議会を通じ、追加委嘱について働きかけを行う。 また、新プランにおいては、世話焼きキュービッドに加え、新たに企業・団体や地域における適任者を「結婚サポーター」として委嘱し、結婚を希望する人への支援に努める。	8-(1)-②	

評価基準 A：最終目標（H26）を達成 B：最終目標（H26）の85%以上達成 C：未達成（A，B以外）

※ 「新プラン目標」及び「目標達成に向けての今後の取組方針」が両方とも「-」となっている場合は、旧プランにおいて数値目標達成済であるため、新プランにおいて目標設定がされていない項目である。